

本学キャンパス内外での禁煙について

本学では、「京都工芸繊維大学喫煙対策基本方針(平成23年3月15日裁定)」に基づき、本学全てのキャンパス内及び施設は、指定された喫煙所以外を禁煙としています。また、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」第4条第1項により、京都市内の道路、公園その他の公共の場所における禁煙が定められています。

[注意事項]

- ・各門付近の敷地、路上を含め、**指定喫煙所以外は禁煙**です。
- ・京都市内の道路、公園その他の公共の場所は禁煙です。
- ・松ヶ崎キャンパス指定喫煙所は**廃棄物集積場北側**の1箇所です。
- ・喫煙は**喫煙エリア内でのみ**可能です。
- ・吸い殻の**ポイ捨ては厳禁**です。火の始末に注意してください。
- ・非喫煙者へ配慮し、**受動喫煙の防止**に努めてください。

【Caution】 Smoke in Designated Smoking Areas ONLY

Smoking is prohibited on all KIT campuses and in all university facilities except for designated smoking areas. Kyoto city ordinances also prohibit smoking along roads, in parks and in other public places in Kyoto. We ask that you keep the following requests and consequences in mind.

- Smoking along roads surrounding the campus, in parks, and in other public places is prohibited.
- Smoking is only permitted to the north of Waste Management.
- Always dispose of cigarette butts properly.
- Smoking is permitted only within the smoking area. Please leave the area and do not smoke.

If you are found to have smoked outside the designated smoking areas on our campus, anywhere around the university, or to have dropped cigarette butts, you will be subject to disciplinary action. (General Regulations of KIT, Article 37).

*Are you ready to quit smoking? At the KIT Health Care Service Center we provide support for you to overcome this habit. Consultation available: 9:00 - 12:00 (Monday, Tuesday)

本学キャンパス内において**喫煙所以外で喫煙をしたと認められた場合や、上記条例に違反して本学周辺の路上や公園で喫煙をしたと認められた場合は、**厳重注意を受け、情状によっては、京都工芸繊維大学通則第37条に則り、**懲戒の対象**となります。**吸い殻の放置についても同様**とします。

参考

「京都工芸繊維大学喫煙対策基本方針」(平成23年3月15日学長裁定)
本学の全てのキャンパス内及び施設は、指定された喫煙所以外を禁煙とする。

「京都工芸繊維大学通則」

第37条 学生で本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった場合は、学長は、学長が指名する副学長の申出に基づいて懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

松ヶ崎キャンパス 喫煙所

Matsugasaki Campus Smoking Area



禁煙相談 Quit Smoking Consolation

保健管理センターでは、禁煙したいと思っている学生や教職員をサポートします。お気軽にご相談ください。

場 所 **保健管理センター**
受付時間 **月曜日10:00-12:00**
火曜日10:00-12:00

※喫煙所以外全面禁煙

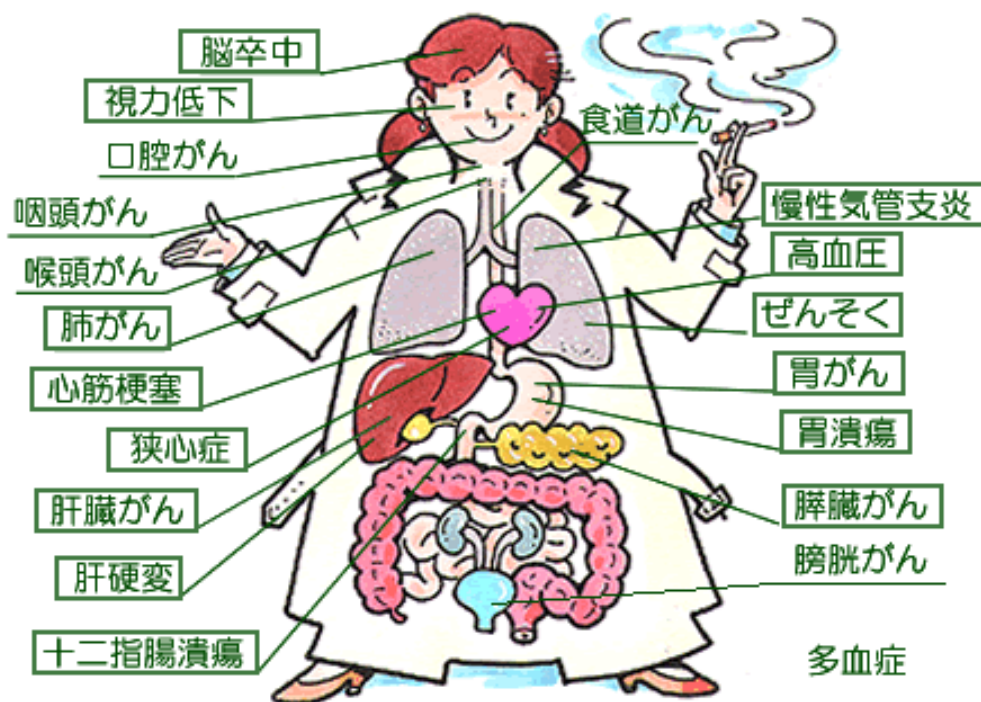
*Smoke in Designated Area ONLY

—2020 年度 京都工芸繊維大学 新入生のみなさんへ—

キャンパス内での喫煙について

タバコの煙には、依存性のあるニコチン、発がん物質を含むタール、からだを酸欠にする一酸化炭素などの有害物質が含まれます。タバコによって起こる病気は、肺がんだけではありません

タバコに関連する病気のいろいろ



また、タバコの手先から立ち上る煙(副流煙)の有害物質は、喫煙している当人が吸い込む煙(主流煙)の3-4倍多いと言われます。これが周りの人に健康障害を及ぼします。これを受動喫煙と呼び、社会問題になっています。



最近、テレビやネットで、アイコス、グロー、プルームテックといった「加熱式タバコ」のCMを見ることが増えてきました。これはタバコ葉を燃やすのではなく、ヒーターで加熱して出てくるエアロゾルを吸入するものです。アメリカなどでは少し構造の違う「電子タバコ」が人気です。煙が出ないので、タールや一酸化炭素といった有害物質が少ないというのが売り文句になっています。

しかしながら、ニコチンの害は同じですし、いろいろな有害物質のうち、ほとんど同量含まれるものが沢山あります。米国のFDA(食品医薬品局)は、「従来の紙巻きタバコと比べて、疾病リスクを低減できる十分な証拠は得られなかった」と公表しています。また、煙が出ないために、周りの人が気づきにくく、受動喫煙を避けにくいという欠点もあります。



大学構内は 屋内・屋外を問わず 敷地内禁煙です。

キャンパス全域、建物内の部屋、廊下、ベランダ、非常階段、

すべてが原則として禁煙エリアです。

*ただし、ニコチン依存症患者の人たちのために、法律の規定に従い、例外的に喫煙場所を1か所 だけ屋外に設けてあります。

あなた自身と あなたの友人の健康のため、
キャンパス内でタバコを喫うのはやめましょう。
そして 大学周辺の住民や子供たちの受動喫煙を防ぐため、
門を出たところや、近くの公園での喫煙は絶対にしないでください。
京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例では、
市内全域で屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止しています。
法令に違反する行為は、懲戒処分の対象となります。